

く行はれるに至つたから駐兵引揚げに決定した旨通告し來つた。尤も右公文冒頭には「最初我兩國政府に於て條約の權利を保護の爲め貴國へ兵を差出し世上平穩にして堅固なる政府設立迄右の保護を遂げる事を肝要なりとせし時勢柄を今更演説するは不用之事と存候得共貴國一通行ならざる變革有之自然困難辛苦の際に當り復古の政府國土未平定せず政令未洽からざる内若外國人命有物を侵掠する時は夫れが爲可生不容易葛藤なりしは此兵隊の庇蔭に有之事兼て御承知の通りに有之候」と駐兵の理由に付自畫自讀するところあつた。右英佛駐屯兵引揚げに關しては二月七日付を以て寺島外務卿より欣然了承の旨を回答し、又同駐屯中であつた英佛士官は歸國に際して畏くも二月二十四日天皇陛下に謁見仰付けられた。

註12 夫々條約改正關係大日本外交文書第一卷一一、一一九文書

3456 夫々大日本外交文書第六卷二八七及二八八、二九〇及二九一、二九四、二九八文書

789 夫々同右第七卷三二五及三二六、三三七、三三七及三三三三文書

10 條約改正關係大日本外交文書第一卷一五六及一五七文書

111213 夫々大日本外交文書第一卷第一冊二三八、二八三、七二〇文書

1415161718 夫々同右第五卷二四三、二五四及二五六、同右第二卷第一冊一九二、同右第七卷二五三、同右第八卷三二二、二

二二、二二七文書

第五節 布哇、清國及秘露との條約締結

條約の基礎 終りに附記すべきことは岩倉特使歐米派遣前後に於て布哇、秘露との間に安政諸條約と異り稍々對等の基礎に於て、又清國との間には完全なる對等の基礎に於て、新たに修好通商條約が締結せられたことである。即ち(一)明治四年七月四日には澤外務卿及寺島外務大輔と在本邦米國公使デ・ロングとの間に日本國布哇國修好通商條約を、

(二)同年七月二十九日には北京に於て全權大使伊達(宗城)大藏卿と欽差全權大臣、特派辦理通商事務直隸總督李(鴻章)との間に日清修好條規を、又(三)明治六年八月二十一日に副島外務卿と在本邦秘露公使ガルシアとの間に修好通商假條約が調印せられたのである。

日布條約 第一、右三條約の中布哇とのものは布哇行本邦出稼民の關係より稍々雙務對等條約に近きものが締結せられた。慶應四年三月二十三日明治政府設立早々、横濱在留布哇國總領事ヴァン・リード(米國人)なるもの、布哇への出稼移民三百五十名に對し渡航免狀下附を乞ふたが、明治政府に於ては布哇は無條約國であるといふ理由によつて之を許可しなかつた。然るに右ヴァン・リードは内百二十人を翌日横濱出帆の船舶に乘船出發せしめた。依て明治政府に於ては同人所屬國たる米國公使及乗船の船舶所屬國たる英國公使に交渉したが要領を得なかつた。又同年九月ヴァン・リードより本邦との間に條約締結方交渉し來つたが相手にしなかつた。而して本邦政府は明治二年九月二十八日神奈川縣屬上野敬介を監督正の名義の下に遣布使節とし布哇ホノルルに渡航せしめ本邦移民の狀態を視察せしめることとなつた。上野監督正は桑港經由布哇に到着した後同官憲より鄭重な接待を受けたが同年十月十九日布哇外務大臣ハリスとの間に非公式に日布修好通商航海條約試案に調印し、同日付公文を以て同大臣より「布哇政府は在留日本勞働者に對し内國民待遇及最惠國待遇を附與すべし」との約束を取付けた。更に同年十一月二十七日國王にも謁見した。

而して同人は明治三年二月二十五日横濱に歸着、前記條約試案及本邦移民の保護に關する布哇國外務大臣よりの公文を政府に提出した。其の視察報告によると、當時布哇には百五十人の日本移民在留し、其中歸國を希望するものは四十人に過ぎない。殘餘は殘留勞働に従事することを欲して居るから前記布哇外務大臣との間に本邦移民保護に關する公文を取付けて歸朝した、とのことであつた。他面布哇政府に於ても上野監督正歸朝の頃を見計らひ日本との間に

條約締結交渉を開始しようとし、之れか爲在本邦米國公使デ・ロングは明治三年二月十五日付澤外務卿宛公文を以て、布哇國政府に於ては前記上野監督正が布哇に於て外務大臣との間に作成調印した條約試案に基き日本との間に修好通商條約の締結を希望し、之が爲め米國總領事ヴァン・リードを布哇國全權委員となした旨を通告するところあつた³。然るに本邦政府に於ては右ヴァン・リードは前記の通り無免許にて本邦移民を布哇に送り出した経歴あるを以て其の人物を承認せず條約締結交渉は其の儘となつた。尙前記上野監督正が布哇外務大臣との間に作成した條約試案なるものは五ヶ條より成り、其の内容も全部相互的最惠國待遇を基礎として居り本邦に採り差して不都合なものでなかつた。

其後布哇國政府に於ては本邦移民受入れの爲め依然として本邦との間に條約關係の設定を希望し、之が爲め再び米國政府に之れを依頼するところあつた。其の結果在本邦米國公使デ・ロングは明治四年六月八日本邦政府に對し布哇國政府より入手せる全權委任狀を示し修好通商條約締結方を要め、又前記本邦政府に不信用なるヴァン・リード總領事は其の職を免ぜられた旨を通告した。依て澤外務卿は右布哇政府の希望を容れ、明治四年七月四日（一八七一年八月十八日）日布修好通商條約を調印し直ちに實施せられた。本條約は八ヶ條より成り（英文テキストでは第五條第六條を併合して七ヶ條となつて居る）其要旨は

第一條 兩國皇帝陛下、其後嗣及人民の間に永久の平和無窮の親睦あるべきこと。

第二條 兩國臣民の船舶及貨物を以てする入國の自由、住居、家屋、倉庫の借用、商品の賣買及課税に關し相互に最惠國待遇を與ふ。

第三條 領事官の任置特權免除に關し相互に最惠國待遇を與ふ。

第四條 布哇國政府及臣民の特權免除等に對し我より片面的に有條件最惠國待遇を與ふること。

第五條 日本政府は布哇人か日本人を正業に雇入るに付何等の制限を爲さざるべきこと。

第六條 外國へ雇入れの日本人に對しては開港場知事に願出づれば日本政府より海外行旅券を發給すべきこと。

第七條 本條約實施經驗の上何時にても六ヶ月の豫告を以て雙方協議の上改訂し得べきこと。

第八條 本條約調印と同時に批准書交換をなし直ちに實施す。

本條約は岩倉大使歐米出發前に締結せられたものであつて明治政府初期外交當局の條約改正に對する態度を伺ふに足るものであるが、其の第一條、第二條、第三條は相務的に規定せられ居るも、第四條に於ては依然として安政諸條約に於けるが如く我方に於てのみ片務的最惠國待遇を規定し、第五條及第六條に於て先方へ出稼移民を送るべきことを約しながら（之が先方に於て日本との條約締結希望の眼目ならん）是等移民の保護に付何等規定するところなく、又第七條に於て安政條約同様依然として改訂を許すを規定するのみで條約に對し廢棄條項を設けて居ない。蓋し此種條約を締結することが益々安政諸條約改正の支障となるべきことを了解しなかつたものと見ることが出来る。更に第八條の字句は甚だ異例に屬し如何にして調印と同時に批准書交換し得たか甚だ疑問である。

日清條約 第二、澤外務卿より明治四年（一八七一年）五月十三日在本邦各國公使に向つて安政條約改正の希望を通告すると前後して、明治政府は隣邦清國との間にも條約關係の設定を希望し、之が爲め同年四月二十七日大藏卿伊達宗城に外務大丞柳原前光を附し清國首都北京に特派大使として派遣した。之れ本邦に於て始めて積極的に外國に對し條約關係の設定に乗り出したものである。然るに清國に於ては既に歐米多數列國との間に修好通商條約關係に入つて居たから、（註、阿片戰爭の結果）一八四二年（天保十三年）に英清間に南京條約調印、右に準じ一八四四年（弘化元年）に米清間に望厦條約、又佛清間に黃浦條約調印せられ次いで一八五八年（安政五年）に英佛及米國との間に天津條約、露國との間に愛琿條約調印す。清國は朝鮮と事情を異にし日本との間に條約關係に入ることに付何等遲疑すると

ころなかつた。寧ろ先方全權代表たる李鴻章は本邦との間に對等の基礎の下に條約關係に入ることを悦び修好條規第一條には「此後大日本國と大清國は彌和誼を敦くし天地と共に窮まり無るへし又兩國に屬したる邦土も各禮を以て相待ち聊優越する事なく永久安全を得せしむへし。」

第二條には「兩國好を通せし上は必ず相關切す若し他國より不公及び輕藐する事有る時其知らせを爲さは何れも互に相助け或は中に入り程克く取扱ひ友誼を敦くすへし。」

なる字句を挿入し以て本邦に對し隣邦として特に密接親善なる關係にあることを表出することを提議した。本邦全權に於ては右第二條の字句は他の列國より日清間に同盟條約を締結したものととの疑問を懷かれることを惧れ之が承諾を躊躇したが、清國全權に於ては同條は一八五八年米清條約第一條に略同様の規定ありと説明し、又安政五年日米條約第二條の字句も略同様の趣旨を有し右日清修好條規第二條の規定は何等中立義務違反を生ずるものではない、米國の如き遠隔の國と結び得たる條項を特別親交の間柄にあるべき日清間の條約に之れを挿入し得ない理由なからうと説明し、遂に之を承諾することとなつた。而して同修好條規は十八ヶ條より成り、以下

第三條 兩國政府は兩國民をして相手國の法制を尊重せしめ又土民を誘惑せざるべきこと。

第四條 兩國代表者を相手國の首都に駐在せしめ得べきこと。

第五條 兩國官吏は相手國相當官と應接文通し得べきこと。

第六條 兩國に往復する公文に付清國は漢文を用ひ、日本は日本文を用ひ漢譯文を副るか或は漢文のみを用ふべきこと。

第七條 兩國は附屬通商章程の定むるところに従ひ各々開港を設け兩國商民は右指定したる場所に於て貿易を許さるべきこと。

第八條 兩國は開港場に各理事官を駐在せしめ兩國商民は右理事官の裁判管轄に屬せしむべきこと。

第九條 理事官の設置なき開港場に於ては當該地方官は相手國人民を取締り若し右人民罪科を犯す場合には之を捕縛し最寄り開港場の理事官に引渡し犯人の本國法により裁斷せしむべきこと。

第十條 兩國の官吏及商人は各開港場に於て其の地の民人を雇ひ得べきこと。

第十一條 兩國の商民は諸開港場に於て刀劍類を携帯するを得ず、又衣冠を替へ相手國に入籍し官途に就く等紛はしき儀あるべからざること。

第十二條 所在國の法度を犯したる相手國の人民其の所屬國の役所、商船、會社等の内に逃れたる場合に於ては之を當該國官吏に引渡すべきこと。

第十三條 兩國の人民相手國開港場に於て相手國兇徒と語合ひ盜賊惡事を爲し或は内地に潛入、放火、殺人、劫奪を爲す場合には相手國官憲に於て之を捕へ直ちに所屬國理事官に通知し理事官と合同して審斷すべきことを、又相手國に於て十人以上の一揆徒黨を企つる場合には理事官と會審の上其の地方に於て法を正すべきこと。

第十四條 兩國の兵船は避難の場合の外未開港場及内地の河湖支港に乘入るべからざること。

第十五條 兩國の一方が別國と兵を用ふる場合防禦上必要あるときは貿易及船舶出入を差止め得べく、又相手國人民は中立を守るの義務あるべきこと。

第十六條 兩國の理事官は貿易を爲す事を得ず又無條約國の理事事務を代理し得ざること。

第十七條 兩國船舶は其の所屬國の國旗を掲ぐべく相手國の國旗を假冒する場合には其の船及荷物を沒收すべきことを、又兩國の書籍は互に賣買する事を許さるべきこと。

第十八條 右證據の爲め兩國全權は本條約に調印し批准書交換の上本條約を公布實施すべきことを規定した。

附屬通商章程は第一款乃至第三十三款より成り其の

第一款に於て「日本側に於て通商を許せる諸港は横濱、箱館、大坂、神戸、新潟、夷港、長崎、築地なること、清國に於て通商を許せる諸港は上海、鎮江、甯波、九江、漢口鎮、天津、牛莊、芝罘、廣州、汕頭、瓊州、福州、厦門、臺灣、淡水なること」を規定し、

第二款以降第三十一款に於ては清國又は日本が歐米諸國と締結せる貿易章程を參考として規定し、第三十二款に於ては「本章程を今後改正せんとする場合には本條約批准交換の日より十ヶ年毎に前廣に掛合ひ會議して改むべきこと」を、

第三十三款に於て「本通商章程及海關稅則は本條約と同様遵守せらるべきこと」を規定した。

而して右兩國人民に適用すべき海關稅則として日本側に於ては慶應二年の江戸改稅約書所載輸出入稅目を、清國側に於ては一八五八年天津條約による輸出入稅則を掲載するところあつた。

斯くの如く日清修好條規は凡て對等基礎の下に規定せられた故に容易に締結せられた。其の交渉上難關となつたのは寧ろ形式問題で清國側は日本が條約の前文に其の主權者を現はすに「天皇陛下」なる稱號を使用しようとするに反對し、支那に於て「天皇」なる文字は天皇氏、地皇氏、人皇氏と稱し諸皇帝の創祖に相當するものなるを理由とし、之を日本が主權者の稱號とすることの不適當なるを唱へ、日本側に於ては清國が「中國」と稱することは支那以外の國を夷と見做す思想なるを以て之を承認するを得ずと主張した。結局條約前文に於ては單に「大日本國」及「大清國」と記すに止め兩國共主權者の稱號を省略し、又修好條規中には「中國」なる文字を一切使用せず「中國」なる文字は單に通商章程に於て支那を地域的に示す場合にのみ使用することとした。然るに右北京調印の日清修好條規を伊達全權に於て批准の爲め本邦に持歸つた後本邦外務當局に於ては篤と査閲を加へたが、修好條規第二條に付果して在本邦

各國公使より右字句は日清間に同盟條約を締結せる結果となるへしとの批評が出た。又外務當局に於ても、支那が第三國と戰爭した場合に於て日本が同條所定の義務を果さうとするには中立義務に違反することになるだらうとの疑義を懷いた。尤も外務省法律顧問米國人スミスの意見では米國政府が日本及清國との修好條約に此種規定を挿入したことは決して日本又は清國が他國と戰爭する場合に同盟の義務を負擔しようとするものではない。日本又は清國が他國との間に外交紛議を生じ將に戰爭狀態に立至らうとする様な場合に當り調停を申出で得るの權利を保有しようとするものに過ぎないと説明した。更に外務當局は第九條後段を改め「兩國の理事官駐在せざる場合には當該國所在地方官の裁判所に屬せしむべきこと」を希望し、第十一條に於て「日本人に對し支那開港場に於て刀劍類を携帯し得ず」とすることは日本人の習慣に違反するに付之が削除を希望し、又第十五條の規定は意義明確でないとした。加之大藏省當局に於ては通商章程第二十八款に於て「輸入稅目のみを掲げ輸出稅目を掲げざる物品を輸出する場合には輸入稅目により輸出稅を課し、又輸出稅目のみを掲げ輸入稅目を掲げざる物品を輸入する場合は輸出稅目により輸入稅を課す」とあるは江戸改稅約書の規定と異なるが故に不可なりとした。（註江戸改稅約書ニ於テハ輸出入物品共輸出稅目又ハ輸入稅目ニ掲ゲザルモノハ從價五分ヲ適用スト規定ス）斯く本條約に付ては種々の非難を生じたから明治政府に於ては其の儘之を批准することを躊躇し、本條約批准前明治五年二月柳原（前光）少辨務使を北京に派遣し前記諸案修正方清國當局との間に内交渉をなさしめた。然るに清國政府は前記第二條に對しては本邦政府の有する中立違反の疑義は前記米清條約の例に照らし採るに足らずとして之れが存置を主張し、第九條に對する修正の要求は承諾出来ぬとし、第十一條及通商章程第三十一款に對する修正は本條約批准交換後公文交換其の他の方法を以て處理し得ると主張した。結局明治政府は本條約を明治六年三月九日其の儘批准し、清國に於ても同年六月八日之を批准した。依つて副島外務卿は批准書交換の爲め支那に派遣せられ、明治六年四月三十日天津に於て清國代表李鴻章と批准書交換を終り直ちに實施

せられるに至つた。北京より歸朝した副島外務卿の復命書によるに、「本修好條規に規定するが如く日本に於て清國をして歐米列國同様治外法權を有せしめることは不可なるも、若し本條規を修正し日本に於て在留清國人に對し本邦裁判權の適用を主張せんとする場合には勢ひ、支那も亦支那在留本邦人に對し討酷なる支那の法律を適用せんと主張するに至るべきにより、本條規を其の儘批准すること即ち暫く相互共治外法權を相手國に於て保有すること已むを得ず」と述べて居る。而して其後寺島外務卿よりの訓令により在北京鄭（永寧）臨時代理公使は明治八年九月四日前記日清修好條規第九條並に通商章程第三十一款の修正、阿片輸入取締規則の追加等に付清國政府に交渉するところあつた。其の結果通商章程改正に付ては明治八年十一月二十六日及同九年二月十二日付公文交換を以て、日本に於ては清國人の輸出入する貨物に對し輸出入税目に記載なきものは泰西人に課すると同様江戸改稅約書記載通り從價五分を課すべきこと、其の他一・二稅關規則に對し修正を行ひ、第九條に付ては其の後明治九年二月十五日付總理衙門より森（有禮）駐清公使宛公文を以て清國領事不在の地に於ては日本地方官の「約束照料に一任する」と云ふ舊慣を守るべきことを同意して來た⁵。

蓋し前記の如く日清修好條規は相互に治外法權を附與し、又相互に協定稅率の束縛を受くべきことを規定したものであるから、本邦としては支那に對しても安政諸條約と同時に條約改訂を爲なければ、是亦最惠國條款の結果泰西諸國との治外法權及片務的な協定稅率の束縛を免れ得ないものである。依て明治九年森全權公使は北京に赴任後十一月三十日付書柬を以て「清國との間に新たに條約改訂交渉を開始し雙方に於て治外法權を撤廢すべき趣旨の交渉をなすべきや」に付上申し來た⁶。右支那との條約改正は何等發展を見るに至らなかつた。尤も其後明治二十年の井上外相時代泰西諸國との條約改正交渉大に進捗を見せた頃、勢ひ支那との間の條約改訂も別途北京に於て活潑に交渉せられたが、其の目的を達しない間に明治二十七、八年戰役勃發し、明治四年の日清修好條規は其の效力を失ふこととなつた。

日清戰爭後日本は明治二十八年四月十七日の日清講和條約第六條により清國に於て一切の事項に付最惠國待遇を有すべきこととなり、續いて明治二十九年七月二十一日調印の日清通商條約中に本邦は清國に於て治外法權の保有、協定稅率の適用等一切の事項に付歐米諸國と均等の權利を有すべき趣旨を以て詳細な規定が設けられ、之に反し清國は日本に於て無條約國同様何等條約上の權利を有しないこととなつた。尙前記明治九年森公使清國駐在を機として、同公使の發意により兩國間に於ける貿易増進の見地より、兩國特產物十數品目に付其他方へ輸入するに當り之を無稅とすべき特別互惠條約を締結することを廟議に於て決定し、森公使へ右を目的とする兩條約改訂案を送付したが、清國政府に於ては本邦提議に同意しなかつたことは特記するに足る⁷。

日秘條約 第三、明治五年六月四日秘露國風帆船マリヤ・ルーズ號は支那媽港より秘露行き支那人勞働者二百三十一人を乗せ横濱に寄港したが、其碇泊中支那人勞働者中船中の虐待に堪へず海中に飛込んだものがあつて、英艦に救助せられ英艦より神奈川縣令に之を引渡された。神奈川縣當局は右脱船支那勞働者を本船に差戻したところ、本船に於ては之を虐待し居ることを在本邦英國公使より外務當局に對し注意するところあつた。依て副島外務卿は神奈川縣令に命じ神奈川縣裁判所をして同船の出帆を差止めしめた上、本邦司法當局は同船に乘込み外務省法律顧問ヒール、スミス、各國領事等も立會で種々審問を加へた結果、同船に乘組居る支那勞働者は奴隸的待遇を受け居るものなること明白となつた。然るに日清修好條規（第九條）により日本地方官は清國民を保護せねばならぬ。依て日本政府は「同船乗組支那勞働者全部を解放すべし」と指令した。右措置に對しマリヤ・ルーズ號船長は日本政府の懲憑により神奈川裁判所に出訴したが、明治五年八月十四日の判決により原告の請求は棄却せられた。右の如く裁判が確定したから日本政府は清國政府に交渉して右解放支那勞働者受取りの爲め清國官吏の派遣方を請求した。清國政府は右本邦政府の措置に對して感謝を表し適當官吏を派遣したるに付、九月二日之に解放勞働者を引渡し便船を待つて歸國せし

めることとなつた。右本邦政府の強硬措置に對し秘露政府は明治六年二月全權公使ガリシヤ Aurelio Ga Garcia を日本に派遣し、米國公使の紹介により同三月一日副島外務卿に對し信任狀を捧呈の上、右マリヤ・ルーズ號事件に對する日本政府の處置を不當として損害賠償を求め、同時に日本との修好通商條約の締結を求めた。秘露國政府側に於て日本政府の措置を不當とする要點は、千八百六十七年（慶應三年）十月二十八日東京に於て英米寧蘭の四國公使と協議の結果成立し、慶應三年十一月二十二日付を以て同意の旨外務執政小笠原登岐守より回答せることある、横濱居留地規則第四條を根據としたものである。同條によれば同居留地及神奈川縣管内に居住する條約未済國人民に裁判を施すには、神奈川縣令は居留地取締役の補助勸告を受け且各國領事の勸告を聽て開かるべきことを定めて居る。然るに日本裁判所はマリヤ・ルーズ號事件に付此手續きを取らなかつたが故に日本政府は其の責任を取るべきであると云ふに在つた。結局本事件は兩國政府協議の上露西亞皇帝の仲裁に付することに決し、明治六年六月二十五日之が爲め兩國政府間に仲裁契約調印せられ、右仲裁契約に基き露西亞皇帝は明治八年六月十四日日本に有利な判決を下すにまつた¹⁰。

右仲裁裁判進行中秘露政府は其の陳辯書中に於て前記慶應三年十一月二十二日付の取極書を採用し、本邦裁判所は開港に於て無條約國人所屬船舶に關する事件を處斷するに當り條約國領事と協議するを要したものである次第を主張し、本邦裁判所が右處置に出ないで支那労働者の解放を適法と判決するに至つたことを不當とした。露西亞皇帝の仲裁判決に於ては日本政府よりの陳辯書に基き、右慶應三年の取極なるものは當時日本に於ける變亂事態に處する一時的取極に過ぎない、從て日本政府は今日右取極に拘束せられて居ないと斷じ、日本裁判所の處置を適當としたのである。尤も右判決中日本政府は無條約國船舶であつたから秘露國船舶に對し獨斷を以て支那人労働者解放の如き措置を採つて差支なかつたことに言及して居る点は注意すべきである。即ち日本は安政諸條約國船舶に對しては其の治外法

權的特權に照しマリヤ・ルーズ號事件の如き獨斷的措置を採り得ないことを述べたものと言ひ得る。

右マリヤ・ルーズ號事件を契機として日本に駐在するに至つた秘露國ガリシヤ公使は日本政府との間に通商條約を締結することを提議し、副島外務卿に於て之を同意し明治六年八月二十一日日本國秘露國和親貿易航海假條約調印せられ、明治八年五月十七日批准書交換實施せられることとなつた。同假條約は十ヶ條より成り要旨は

第一條 兩國間に永世平和懇親の交誼を存し又兩國の領内に於て互に他の人民の身體財産に付十分の保護を受くべきこと。

第二條 兩國は相互に外交官、領事官を派遣し得べく是等兩國官吏は最惠國同様の特權を有すべきこと。

第三條 秘露人民は日本開港場に於て貿易に従事し最惠國待遇を受くべきこと、又日本人は秘露國に於て何れの處にても居住し交易に付最惠國待遇を得べきこと。

第四條 相互の難波船の救助。

第五條 日本に於て外國交易に付方今施行する輸出入税額は秘露との輸出入に適用すべく、又秘露に於て日本人の輸出入する貿易に付ては最惠國待遇を有すべきこと。

第六條 秘露國政府官吏、人民は日本に於て總ての權利、特權及特例裁判の權其の他總ての利益を受くべきこと、

同様日本國政府官吏、人民は秘露に於て最惠國同様の權利特典特例を受くべきこと。

第七條 兩國人民は隨意に他方國民を雇傭し得べきこと。

第八條 日本政府に於て他國との條約改訂の期に及ばは秘露政府との間にも和親貿易條約を取結び本假條約を廢止すべきこと。

第九條 本條約は日本文、西班牙文及英文に於て記載し文意に付議論を生ずる時は英文によるべきこと。

第十條 本假條約の批准は成るべく速かに東京に於て爲すべきこと。

を規定した。即ち本假條約は第八條に於て示すが如く本邦と各國との安政諸條約と同時に改訂せらるべきを豫見して居るものであるが、依然廢棄條項存在して居ないから右改訂に際し雙方の協議纏まらないときは之を存續せしめることとなるときは最惠國條款の爲め種々の不都合生ずべきものである。尤も右最惠條款の作用に付ては依然本邦當局に於ては充分之を了解して居なかつたものの様である。蓋し本條約は略々對等主義を以て締結せられて居るが其の内容は全然本邦に不利な片務的規定に陥つて居る。例へば第五條に於て本邦は秘露の輸出入貨物に對し片務的に協定税率の利益を與へ居るに對し、先方は本邦人の輸出入する貨物に對し最惠國待遇を與へて居るに過ぎない。又第六條に於ても本邦は先方へ領事裁判權の附與その他一切の特權を附與するに對し、先方は日本に最惠國待遇に基き一般領事官が有する特權を附與して居るに過ぎない。尙本條約交渉の際副島外務卿はマリヤ・ルーズ號事件の経緯に鑑み、秘露船舶が本邦開港に於て碇泊中本邦の法權に服従すべきことを明白にしようとしたが、秘露側に於ては新條約の締結後秘露國船舶は他の安政諸條約國船舶同様の待遇を受くべきことを主張し其の儘本條約は調印せられた。¹²

註1 大日本外交文書第一卷第一册二六一文書以下及同上第二册四八九文書以下參照

234 同右第二卷六一一及六六六、同右第三卷一四七、同右第四卷一一四、一一五文書

567 同右第九卷一四九、一五〇、一五四、一四八附記及一五三文書

89101112 同右第六卷二〇七、二二二、同右第八卷一七九、一七三、同右第六卷一五〇文書

第三章 寺島外務卿時代

第一節 條約改正交渉開始と日米條約の成立²

寺島外相の就任と改正企劃 明治六年十月二十五日副島外務卿は朝鮮への使節派遣問題に絡み其の職を辭し同二十八日駐英公使であつた寺島宗則は之に代つた。以後明治十二年九月十日井上馨外務卿の就任迄約六ヶ年間寺島外務卿は外交事務を主宰せるものである。其の就任草々副島外務卿時代より繼續の外國人内地旅行の問題に付外國公使と種々交渉し其の法權に關して毫も讓歩しなかつたことは前章に述べた通りである。而して前任副島外務卿時代に於て明治四年十月十四日付公文を以て「條約改正交渉は岩倉大使歸朝後日本に於て行ふべし」と在京各國公使へ申送つた關係上其の主要任務として右條約改正交渉に付根本方針を樹立するの必要があつた。依て寺島外務卿は遣韓使節派遣問題に基く國內政局の動搖が略々安定するを俟つて、明治七年二月十日付三條太政大臣宛上申を以て「外國人内地旅行許可に關する交渉は自然條約改正交渉に移行すべきに付至急條約改正交渉に關する全權委任狀を下付せられたき」旨を伺ひ出で、又同二十五日付上申を以て「條約改正準備に關し關係各省間に委員を任命せられたき」ことを伺ひ出でた。更に大隈大藏卿代理吉田（清成）少輔は五月八日付を以て松方（正義）租税頭の意見書を太政大臣宛に轉呈し、併せて「本邦に於ける産業財政政策上關稅自主權回復の必要ある」ことを縷々上申するところあつた。右松方意見書は四月二十五日大藏卿輔宛建議せられたもので即ち其意見書に於ては

一、江戸改稅約書の爲め本邦に於て常に輸入が輸出を超過し居ること。